

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 31 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等
の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0331 第 2 号
令和 5 年 3 月 31 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課 長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長	}	殿
---	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等
の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 142 号）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号）の一部改正について

- 1 I の 3 の 182（2）中の「外科的に留置した」を「外科的又は経カテーテル的に留置した」に改める。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 80 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 50 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

1 本につき	61 点
--------	------

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 17 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
-----------------	------

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ	4 点
-----------------	-----

2 仮着 (1 歯につき)	4 点
---------------	-----

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 17 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
-----------------	------

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン	4 点
-------------------------------	-----

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11 点

ロ 複雑なもの

29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

8 点

b 複雑なもの

22 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9 点

b 複雑なもの

23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4 点

ロ 複雑なもの

11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

3 点

b 複雑なもの

8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

6 点

b 複雑なもの

17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

1,057 点

(2) 4 分の 3 冠

1,321 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの

408 点

b 複雑なもの

754 点

ロ 5 分の 4 冠

948 点

ハ 全部金属冠

1,194 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

277 点

b 複雑なもの

552 点

ロ 4 分の 3 冠

682 点

ハ 5 分の 4 冠

682 点

ニ 全部金属冠

855 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5 分の 4 冠	51 点
ハ	全部金属冠	63 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ	全部金属冠	46 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	682 点
(2)	小臼歯	682 点
(3)	大臼歯	948 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小臼歯	36 点
(3)	大臼歯	51 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	408 点
ロ	小臼歯・前歯	277 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	23 点
ロ	小臼歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,064 点
2	銀合金を用いた場合	102 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD／CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅳ） 438 点

2 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

3 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD／CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

2 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 2 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,374 点

ロ 小臼歯 1,035 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 826 点

ロ 小臼歯 1,035 点

ハ 大臼歯 1,374 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65 点

ロ 小臼歯 65 点

ハ 大臼歯 65 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき）

1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1 床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,369 点
ロ 犬歯・小臼歯	1,114 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	1,114 点
ロ 犬歯・小臼歯	855 点
ハ 前歯（切歯）	659 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,099 点
ロ 犬歯・小臼歯	859 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	754 点
ロ 犬歯・小臼歯	656 点
ハ 前歯（切歯）	608 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	655 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	506 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	304 点
(2) 犬歯・小臼歯	328 点
(3) 大臼歯	377 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小臼歯	38 点
(3) 大臼歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	754 点
ロ 小臼歯・前歯	552 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	40 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,761 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 182 (1) ③中の「外科的に留置した生体弁及び」を「外科的に留置した生体弁若しくは経カテーテル的に留置した大動脈生体弁、又は」に、(2) 中の「2 区分」を「バルーン拡張型 (2 区分) 及び自己拡張型の合計 3 区分」に改め、(3) を次に改める。

(3) 機能区分の定義

- ① バルーン拡張型人工生体弁セット・期限付改良加算なし
次のいずれにも該当すること。
 - ア 人工生体弁の拡張に際してバルーンカテーテルを用いるものであること。
 - イ バルーンカテーテルが含まれること。
 - ウ ②に該当しないこと。
- ② バルーン拡張型人工生体弁セット・期限付改良加算あり
次のいずれにも該当すること。
 - ア 人工生体弁の拡張に際してバルーンカテーテルを用いるものであること。
 - イ バルーンカテーテルが含まれること。
 - ウ 心膜にキャッピング処理及びグリセリン処理が施されていること。
- ③ 自己拡張型人工生体弁システム
人工生体弁が自己拡張型であること。

(別添 1 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～181 (略) 182 経カテーテル人工生体弁セット 経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかの場合に算定できる。 (1) (略) (2) 外科的又は経カテーテル的に留置した大動脈生体弁の機能不全(狭窄、閉鎖不全又はその複合)による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場 (3) (略) 186～220 (略) 4～6 (略) II～IV (略)	I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～181 (略) 182 経カテーテル人工生体弁セット 経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかの場合に算定できる。 (1) (略) (2) 外科的に留置した大動脈生体弁の機能不全(狭窄、閉鎖不全又はその複合)による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場 (3) (略) 186～220 (略) 4～6 (略) II～IV (略)

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和４年３月４日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（１歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (１) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>80 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>50 点</u> (２) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14 カラット金合金 (１) インレー 複雑なもの <u>1,057 点</u> (２) 4 分の 3 冠 <u>1,321 点</u> ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (１) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>408 点</u> b 複雑なもの <u>754 点</u>	(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（１歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (１) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>76 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>48 点</u> (２) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14 カラット金合金 (１) インレー 複雑なもの <u>1,043 点</u> (２) 4 分の 3 冠 <u>1,304 点</u> ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (１) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>446 点</u> b 複雑なもの <u>825 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>948 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>1,038 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,194 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,306 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>277 点</u>	a 単純なもの	<u>304 点</u>
b 複雑なもの	<u>552 点</u>	b 複雑なもの	<u>604 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>682 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>746 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>682 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>746 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>855 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>935 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>23 点</u>	a 単純なもの	<u>22 点</u>
b 複雑なもの	<u>40 点</u>	b 複雑なもの	<u>38 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>51 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>50 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>63 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>61 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>14 点</u>	a 単純なもの	<u>14 点</u>
b 複雑なもの	<u>30 点</u>	b 複雑なもの	<u>28 点</u>
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>36 点</u>	ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>35 点</u>
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>36 点</u>	ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>35 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>46 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>45 点</u>
M010-2 （略）		M010-2 （略）	
M010-3 接着冠（1歯につき）		M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）		1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	<u>682 点</u>	(1) 前歯	<u>746 点</u>
(2) 小臼歯	<u>682 点</u>	(2) 小臼歯	<u>746 点</u>

(3) 大臼歯	<u>948 点</u>	(3) 大臼歯	<u>1,038 点</u>
2 銀合金		2 (略)	
(1) 前歯	<u>36 点</u>	(1) 前歯	<u>35 点</u>
(2) 小臼歯	<u>36 点</u>	(2) 小臼歯	<u>35 点</u>
(3) 大臼歯	<u>51 点</u>	(3) 大臼歯	<u>50 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>408 点</u>	イ 大臼歯	<u>446 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>277 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>304 点</u>
(2) 銀合金		(2) (略)	
イ 大臼歯	<u>23 点</u>	イ 大臼歯	<u>22 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,064 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,165 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>98 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,374 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,504 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,035 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,133 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>49 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>826 点</u>	イ 前歯	<u>904 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,035 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,133 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,374 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,504 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ	前歯	イ	前歯
	<u>65 点</u>		<u>62 点</u>
ロ	小臼歯	ロ	小臼歯
	<u>65 点</u>		<u>62 点</u>
ハ	大臼歯	ハ	大臼歯
	<u>65 点</u>		<u>62 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1	14 カラット金合金	1	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,369 点</u>		<u>1,352 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>1,114 点</u>		<u>1,100 点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>1,114 点</u>		<u>1,100 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>855 点</u>		<u>844 点</u>
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>659 点</u>		<u>650 点</u>
2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,099 点</u>		<u>1,202 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>859 点</u>		<u>940 点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>754 点</u>		<u>825 点</u>
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>656 点</u>		<u>718 点</u>
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>608 点</u>		<u>666 点</u>
3	(略)	3	(略)
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1	(略)	1	(略)
2	14 カラット金合金	2	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
	<u>655 点</u>		<u>647 点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
	<u>506 点</u>		<u>500 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>304 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>328 点</u> (3) 大臼歯 <u>377 点</u> 2 (略)	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>333 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>359 点</u> (3) 大臼歯 <u>413 点</u> 2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>754 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>552 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>40 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u> (キーパー) 1 個につき 233 点	M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>825 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>604 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>38 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>28 点</u> (キーパー) 1 個につき 233 点
M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,761 点</u> (2) (略) 2 (略)	M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,927 点</u> (2) (略) 2 (略)
M030 (略)	M030 (略)

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～181 (略) 182 経カテーテル人工生体弁セット (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 狭窄した自己心臓弁又は機能不全に陥った外科的に留置した生体弁若しくは経カテーテル的に留置した大動脈生体弁、又は右室流出路心外導管に対し、経皮的又は経心尖的に人工弁を留置することを目的とした人工生体弁セットであること。 (2) 機能区分の考え方 人工生体弁の拡張方法により、<u>バルーン拡張型(2 区分)及び自己拡張型の合計 3 区分</u>に区分する。 (3) 機能区分の定義 ① <u>バルーン拡張型人工生体弁セット・期限付改良加算なし</u> 次のいずれにも該当すること。 ア 人工生体弁の拡張に際してバルーンカテーテルを用いるものであること。 イ バルーンカテーテルが含まれること。	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～181 (略) 182 経カテーテル人工生体弁セット (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 狭窄した自己心臓弁又は機能不全に陥った外科的に留置した生体弁及び右室流出路心外導管に対し、経皮的又は経心尖的に人工弁を留置することを目的とした人工生体弁セットであること。 (2) 機能区分の考え方 人工生体弁の拡張方法により、<u>2 区分</u>に区分する。 (3) 機能区分の定義 ① <u>バルーン拡張型人工生体弁セット</u> 次のいずれにも該当すること。 ア 人工生体弁の拡張に際してバルーンカテーテルを用いるものであること。 イ バルーンカテーテルが含まれること。

ウ <u>②に該当しないこと。</u> ② <u>バルーン拡張型人工生体弁セット・期限付改良加算あり</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> ア <u>人工生体弁の拡張に際してバルーンカテーテルを用いるも</u> <u>のであること。</u> イ <u>バルーンカテーテルが含まれること。</u> ウ <u>心膜にキャッピング処理及びグリセリン処理が施されてい</u> <u>ること。</u> ③ 自己拡張型人工生体弁システム 人工生体弁が自己拡張型であること。	(新設) (新設)
183～221 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)	② 自己拡張型人工生体弁システム 人工生体弁が自己拡張型であること。 183～221 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)